

最低制限価格の算定基準の見直しについて

1 趣旨

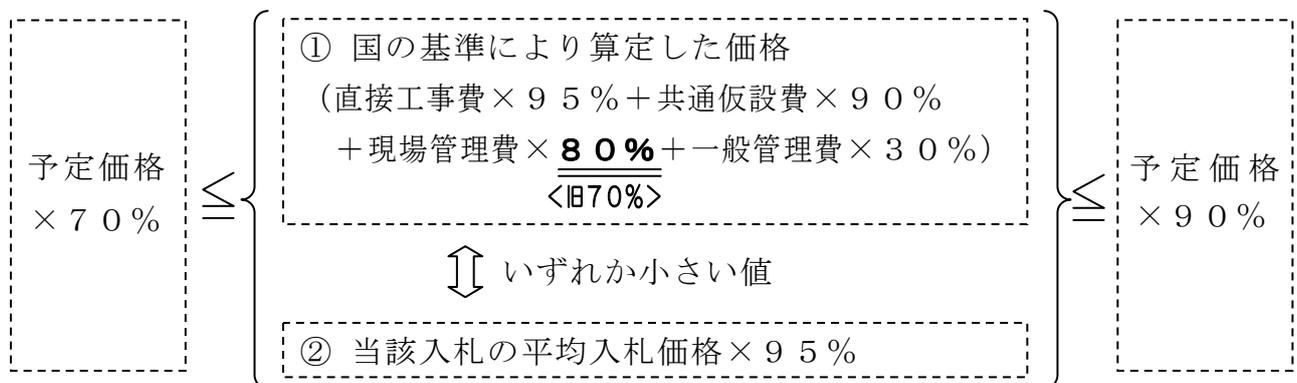
本市では、著しい低価格による入札の防止策としまして、工事請負の一般競争入札において最低制限価格制度を導入しているところですが、このたび、本市が準じている国の基準が改正されたことに伴い、以下のようにその算定基準を見直します。

2 算定基準

以下の①と②のいずれか小さい値を最低制限価格とします。ただし、その下限は予定価格の70%、上限は予定価格の90%とします。

- ① 国の基準により算定した価格
(直接工事費×95%+共通仮設費×90%
+現場管理費×80%(旧70%) +一般管理費×30%)
- ② 当該入札の平均入札価格の95%

(参考図)



3 実施時期

平成23年5月公告分から実施

4 その他

低入札価格調査基準価格についても、同様の設定方法に改正します。